



あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
HP URL <https://tax-aozora.com>

6月といえば梅雨。雨の日が多くなる時期となりますが、日本の風物詩として楽しみたいですね。
掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

少額減価償却資産の特例の改正で変わる事、変わらないこと

令和6年度は約67万の法人が適用した「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」
(以下、少額減価償却資産の特例)について、令和8年度税制改正で一部見直しが行われました。
ここでは改正の概要と留意点を整理します。

◆少額減価償却資産の特例とは

少額減価償却資産の特例とは、中小企業者等が、取得価額が一定額に満たない減価償却資産を取得等して事業の用に供した場合に、一定の要件のもとで合計300万円を限度として即時償却(全額損金算入)できる制度です。

この「中小企業者等」とは、大規模法人の支配を受けていない資本金1億円以下の青色申告法人で、常時使用する従業員数が一定数以下の法人などを指します。非常に細かい要件がありますが、ここでは説明を割愛します。

また「合計300万円」とは、1事業年度あたりの合計をいい、事業年度が1年に満たない場合には、月数按分した金額となります。

◆令和8年度税制改正での見直し◆

令和8年度税制改正において、大きく次の点が見直されました。

(1)金額基準の変更

取得価額の判定における金額基準は、改正により10万円引き上げられました。

改正前	改正後
30万円未満	40万円未満

なお、この金額は、消費税の経理方式が税込であれば税込で、税抜であれば税抜で判断する点は変わりありません。

(2)従業員数基準の見直し

適用対象となる法人の従業員数基準について、常時使用する従業員数が次のように見直されました。

改正前	改正後
500人以下	400人以下

(3)適用期限の延長

適用期限が3年延長されました。

改正前	改正後
令和8年3月31日まで	令和11年3月31日まで

◆適用時期と事業年度に注意◆

この改正は、**令和8年4月1日以後の取得等から適用**されます。

そのため、3月末決算法人以外の法人については、事業年度の途中で改正することになり、金額基準の判定に注意が必要です。

また、取得価額のコロ基準は引き上げられたものの「合計300万円」は改正されていないため、適用上限額にも気をつけましょう。

なお、個人(所得税)においても、同様の改正が行われています。

参考: 財務省「令和8年度税制改正の大綱」、衆議院「所得税法等の一部を改正する法律案」など

お 仕 事 備 忘 録

- 1. 個人住民税の特別徴収(新年度がスタート)**…住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。
- 2. 個人住民税の納期の特例**…給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすることで納期の特例が受けられます。納付期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。
- 3. 労働保険の年度更新**…労働保険の年度更新時期です。7月10日までの間に手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しておきましょう。なお、特定法人(資本金が1億円超の会社等)については、労働保険申告書を電子申請で提出することが義務化されています。
- 4. 賞与支払届の提出**…賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)に賞与支払届を届け出ることになっています。なお、賞与支払届についても、労働保険の年度更新と同様、特定法人は電子申請義務化の対象となっています。
- 5. 財産債務調書の提出**…一定の所得かつ財産を保有されている、又は一定の財産を保有されている個人は、必要事項を記載した「財産債務調書」を2026年6月30日までに提出しなければなりません。
- 6. 国外財産調書の提出**…居住者(非永住者以外の居住者)が、2025年12月31日時点で総額5,000万円を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」を2026年6月30日までに提出しなければなりません。



駐車場代が非課税に？通勤手当の非課税限度額の見直し

令和 8 年度税制改正では、令和 7 年に引き続き、マイカーなどの交通用具を使用している
給与所得者に支給する通勤手当の所得税の非課税限度額が引き上げられました。改正内容をまとめます。

◆改正の概要◆

[改正後の1ヶ月当たりの非課税限度額]

区分		非課税限度額
①交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度150,000円）
②自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離の区分（片道）	
	2km未満	（全額課税）
	2km以上 10km未満	4,200円
	10km以上 15km未満	7,300円
	15km以上 25km未満	13,500円
	25km以上 35km未満	19,700円
	35km以上 45km未満	25,900円
	45km以上 55km未満	32,300円
	55km以上 65km未満	38,700円
	65km以上 75km未満	45,700円
	75km以上 85km未満	52,700円
	85km以上 95km未満	59,600円
	95km以上	66,400円
③自動車や自転車などの交通用具を使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人（通勤距離が片道2km未満である人を除く）に支給する通勤手当		②の金額と1ヶ月当たりの駐車場等の料金相当額（上限5,000円）との合計額
④交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度150,000円）
⑤交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人※に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度150,000円）
⑥交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人※に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額と1ヶ月当たりの駐車場等の料金相当額（上限5,000円）との合計額（最高限度150,000円）

(※)その交通用具を使用する通勤距離が片道2km未満である人を除く。

この改正は、**令和 8 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当**から適用されます。

主な改正ポイントは、次のとおりです。

(1) 片道 65 km以上の通勤者



左表の「②自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当」のうち、通勤距離が片道 65km 以上の場合の 1 ヶ月当たりの非課税限度額が、38,700 円から通勤距離に応じて引き上げられました。

(2) 駐車場等の料金相当額の加算

次の要件を満たす駐車場等利用者は、1 ヶ月当たりのその駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）を加算した金額が非課税限度額となりました。

- 通勤のために自動車や自転車などの交通用具を使用している人のうち、駐車場等を利用している人（通勤距離の制限あり）であること
- 利用している駐車場等は、通勤のために使用する交通用具を駐車するためのもので、その通勤手当の支払を受ける人の勤務場所の周辺、又はその人が通勤に利用する交通機関の駅や停留所その他の施設の周辺にあること
- その駐車場等の料金の負担が常例であること

そのため、左表の③と⑥の区分が新たに追加されました。

これまで駐車場等の料金を通勤手当として支給していない場合は、メリット・デメリットを踏まえつつ、新たな支給の可能性について検討されてはいかがでしょうか。

参考：国税庁「通勤手当の非課税限度額の改正について」、官報「所得税法施行令の一部を改正する政令」他

お仕事カレンダー	
労働保険の年度更新、住民税の特別徴収金額の変更等のほか、夏季賞与や暑中見舞いの準備など、通常業務以外の業務が立て込みます。計画を立てて早めに業務を終わらせましょう。	
6月1日(月)	●労働保険の年度更新(～7月10日) ●高卒者の求人票受付開始 ●2027年3月大卒予定者の採用選考活動解禁日
6月10日(水)	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限(5月分) ●個人住民税の納期の特例納期限(前年12月～当年5月分)
6月30日(火)	●4月決算法人の申告・納税、10月決算法人の予定納税申告・納付期限 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税率額が48万円超400万円以下) ●1月・7月・10月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税率額が400万円超4,800万円以下) ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(5月分) ●個人の県民税・市町村民税の納期限(第1期分) ※市町村の条例で定める日まで ●財産債務調査・国外財産調書の提出期限



(出典：MyKomon)